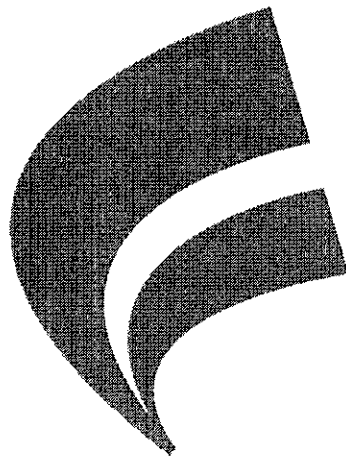


# 令和3年度 教育委員会

(第12回定例会)

開催日 令和4年3月8日



笛吹市

笛吹市教育委員会

## 令和 3 年度 3 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 4 年 3 月 8 日(火)午後 2 時 00 分開会  
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名  
(3 月議事録：飯田委員、中島委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事
  - ・報告第 15 号  
令和 4 年笛吹市議会第 1 回定例会提出議案等について
  - ・報告第 16 号  
教育長職務代理者の指名について
  - ・議案第 31 号  
笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱について
  - ・議案第 32 号  
笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領について
  - ・議案第 33 号  
笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱及び笛吹市特別支援教育  
就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱について
  - ・議案第 34 号  
笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則について
  - ・議案第 35 号  
笛吹市学校徴収金等事務取扱規程について
  - ・議案第 36 号  
笛吹市指定文化財の諮問について
  - ・議案第 37 号  
笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱 他 3 件 について
  - ・議案第 38 号  
施設整備計画の事後評価について
- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和 4 年 4 月 7 日(木)  
午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第15号（3月）

令和4年笛吹市議会第1回定例会  
提出議案等について

教育委員会

令和4年笛吹市議会第1回定例会  
議事日程（第1号）

令和4年2月22日（火） 午後1時30分 開議

日程	議案番号	案 件 等
		開会宣言
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		議会関係諸般の報告
4		市長施政方針並びに提出議案要旨説明
5	承認第1号	令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第12号）の専決処分 の承認を求めることについて
6	議案第2号	笛吹市行政組織条例等の一部改正について
7	議案第3号	笛吹市個人情報保護条例の一部改正について
8	議案第4号	笛吹市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
9	議案第5号	笛吹市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に 関する条例の一部改正について
10	議案第6号	笛吹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部改正について
11	議案第7号	笛吹市手数料条例の一部改正について
12	議案第8号	笛吹市国民健康保険税条例の一部改正について
13	議案第9号	笛吹市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条 例の一部改正について
14	議案第10号	笛吹市敬老祝金支給条例の一部改正について
15	議案第11号	笛吹市公民館条例の一部改正について
16	議案第12号	笛吹市社会教育施設条例の一部改正について

日程	議案番号	案 件 等
17	議案第13号	笛吹市移住定住お試し住宅条例の廃止について
18	議案第14号	笛吹市八代農産物加工センター条例の廃止について
19	議案第15号	笛吹市春日居足湯施設条例の廃止について
20	議案第16号	令和3年度笛吹市一般会計補正予算（第13号）について
21	議案第17号	令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
22	議案第18号	令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について
23	議案第19号	令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算（第5号）について
24	議案第20号	令和3年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計補正予算（第2号）について
25	議案第21号	令和3年度笛吹市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について
26	議案第22号	令和4年度笛吹市一般会計予算について
27	議案第23号	令和4年度笛吹市国民健康保険特別会計予算について
28	議案第24号	令和4年度笛吹市介護保険特別会計予算について
29	議案第25号	令和4年度笛吹市介護サービス特別会計予算について
30	議案第26号	令和4年度笛吹市後期高齢者医療特別会計予算について
31	議案第27号	令和4年度笛吹市農業集落排水特別会計予算について
32	議案第28号	令和4年度笛吹市境川観光交流センター特別会計予算について
33	議案第29号	令和4年度笛吹市森林経営管理特別会計予算について
34	議案第30号	令和4年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
35	議案第31号	令和4年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について

日程	議案番号	案 件 等
36	議案第32号	令和4年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
37	議案第33号	令和4年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
38	議案第34号	令和4年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
39	議案第35号	令和4年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
40	議案第36号	令和4年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
41	議案第37号	令和4年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
42	議案第38号	令和4年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計予算について
43	議案第39号	令和4年度笛吹市水道事業会計予算について
44	議案第40号	令和4年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計予算について
45	議案第41号	令和4年度笛吹市公共下水道事業会計予算について
46	議案第42号	令和4年度笛吹市簡易水道事業会計予算について
47	議案第43号	市道認定について

# 令和 3年度 2月補正 予算見積総括表

教育委員会 部 (局)

(単位：千円)

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
教育総務課	△ 18,475				△ 6,754	△ 11,721
学校教育課	△ 78,146		△ 68,158			△ 9,988
生涯学習課	0		867			△ 867
						0
						0
						0
						0
						0
部 (局) 計	△ 96,621	0	△ 67,291	0	△ 6,754	△ 22,576

令和3年度

2月補正予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課



担当課	事業の概要
教育総務課	<p>○社会教育施設計画的改修事業 <math>\Delta 6,754</math></p> <p>【概要】 本年度、芦川グリーンロッジ改修に係る実施設計委託料を計上したが、事業の大幅な見直しが必要となったため減額補正し、令和4年度に再計上する。</p> <p>【現予算額】 9,977 【補正額】 <math>\Delta 6,754</math> 【補正後額】 3,223 【特定財源】 基金繰入金：芦川地区過疎地域活性化2号基金 <math>\Delta 6,754</math></p> <p>【積算内訳】 1 委託料 <math>\Delta 6,754</math>千円 芦川グリーンロッジ実施設計委託料</p>
学校教育課	<p>○学力向上支援スタッフ追加配置事業 <math>\Delta 70,902</math></p> <p>【概要】 今年度実績額を見込む中で、財源となる県補助金の減額を行うとともに、事業費の減額補正を行う。</p> <p>【現予算額】 107,530 【補正額】 <math>\Delta 70,902</math> 【補正後額】 36,628 【特定財源】 県補助金：学力向上支援スタッフ追加配置事業費補助金 <math>\Delta 63,199</math> (補助率2/3)</p> <p>【積算内訳】 1 報酬 <math>\Delta 55,584</math>千円 学力向上支援スタッフ報酬 2 職員手当 <math>\Delta 15,318</math>千円 学力向上支援スタッフ職員手当</p>



その他 ○繰越明許費（新規）

- 1 総務費 総務管理費 政策課  
多目的芝生グラウンド整備検討事業 15,681千円
- 2 総務費 戸籍住民基本台帳費 戸籍住民課  
住民基本台帳事務 4,592千円
- 3 民生費 児童福祉費 子育て支援課  
私立保育所等施設整備事業 16,500千円
- 4 衛生費 保健衛生費 健康づくり課  
新型コロナウイルス感染症予防接種事業 449,579千円
- 5 衛生費 保健衛生費 健康づくり課  
新型コロナウイルス感染症予防接種個別移動支援事業 44,323千円
- 6 衛生費 環境衛生費 業務課  
上水道事業会計補助費 68,971千円
- 7 農林水産業費 農業費 農林土木課  
県営畑地帯総合整備事業 221,150千円
- 8 農林水産業費 農業費 農林土木課  
中山間地域総合整備事業 22,200千円
- 9 農林水産業費 農業費 農林土木課  
土地改良施設維持管理事業 10,000千円
- 10 土木費 道路橋梁費 土木課  
道路維持管理事業 7,000千円
- 11 土木費 道路橋梁費 土木課  
道路構造物長寿命化事業 9,000千円
- 12 土木費 道路橋梁費 土木課  
市単独道路改良事業 32,000千円

- 13 土木費 道路橋梁費 土木課  
砂原橋架替事業 30,000千円
- 14 土木費 道路橋梁費 土木課  
スマートIC周辺道路整備事業 32,000千円
- 15 土木費 道路橋梁費 土木課  
新山梨環状道路関連道路整備事業 426,200千円
- 16 土木費 道路橋梁費 土木課  
準用河川改修事業費 11,000千円
- 17 教育費 中学校費 教育総務課  
浅川中学校校舎等改修事業 343,134千円

# 令和 4年度 当初予算 見積総括表

教育委員会 部 (局)

(単位：千円)

課 名	歳出見積額	財 源 内 訳				一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
教育総務課	2,067,854	244,040	4,438	1,193,700	374,118	251,558
学校教育課	1,892,250	963	50,324		451,129	1,389,834
生涯学習課	380,855		3,892		17,403	359,560
文化財課	125,733	25,082	4,871	0	4,311	91,469
図書館	138,401				118	138,283
						0
						0
						0
部 (局) 計	4,605,093	270,085	63,525	1,193,700	847,079	2,230,704

# 令和4年度 当初予算概要

笛吹市 総合政策部 財政課

# 歳入予算款別総括表

(単位:千円 %)

	款名称	4年度見積り	構成比	3年度予算	構成比	比較	増減率
1	市税	8,773,617	22.6	7,943,069	22.3	830,548	10.5
2	地方譲与税	273,000	0.7	263,550	0.7	9,450	3.6
3	利子割交付金	6,700	0.0	5,800	0.0	900	15.5
4	配当割交付金	29,000	0.1	28,500	0.1	500	1.8
5	株式等譲渡所得割交付金	51,000	0.1	33,600	0.1	17,400	51.8
6	法人事業税交付金	118,400	0.3	57,600	0.2	60,800	105.6
7	地方消費税交付金	1,605,800	4.1	1,536,200	4.3	69,600	4.5
8	ゴルフ場利用税交付金	33,500	0.1	31,900	0.1	1,600	5.0
9	環境性能割交付金	38,500	0.1	21,400	0.1	17,100	79.9
10	地方特例交付金	69,700	0.2	177,249	0.5	△ 107,549	△ 60.7
11	地方交付税	8,370,800	21.5	8,347,900	23.5	22,900	0.3
12	交通安全対策特別交付金	7,500	0.0	7,500	0.0	0	0.0
13	分担金及び負担金	474,200	1.2	150,036	0.4	324,164	216.1
14	使用料及び手数料	185,459	0.5	218,018	0.6	△ 32,559	△ 14.9
15	国庫支出金	4,761,453	12.3	5,009,341	14.1	△ 247,888	△ 4.9
16	県支出金	2,714,783	7.0	2,593,307	7.3	121,476	4.7
17	財産収入	82,811	0.2	85,357	0.2	△ 2,546	△ 3.0
18	寄附金	2,528,930	6.5	1,229,340	3.5	1,299,590	105.7
19	繰入金	3,919,291	10.1	3,201,110	9.0	718,181	22.4
20	繰越金	400,000	1.0	400,000	1.1	0	0.0
21	諸収入	230,451	0.6	196,736	0.6	33,715	17.1
22	市債	4,205,700	10.8	4,017,600	11.3	188,100	4.7
	(うち 臨時財政対策債)	403,700	1.0	1,259,600	3.5	△ 855,900	△ 68.0
歳入合計		38,880,595	100.0	35,555,113	100.0	3,325,482	9.4

○ 臨時財政対策債: 国の財源不足により、地方交付税の替わりとして発行する市債です。後年、金額が地方交付税に算入されます。

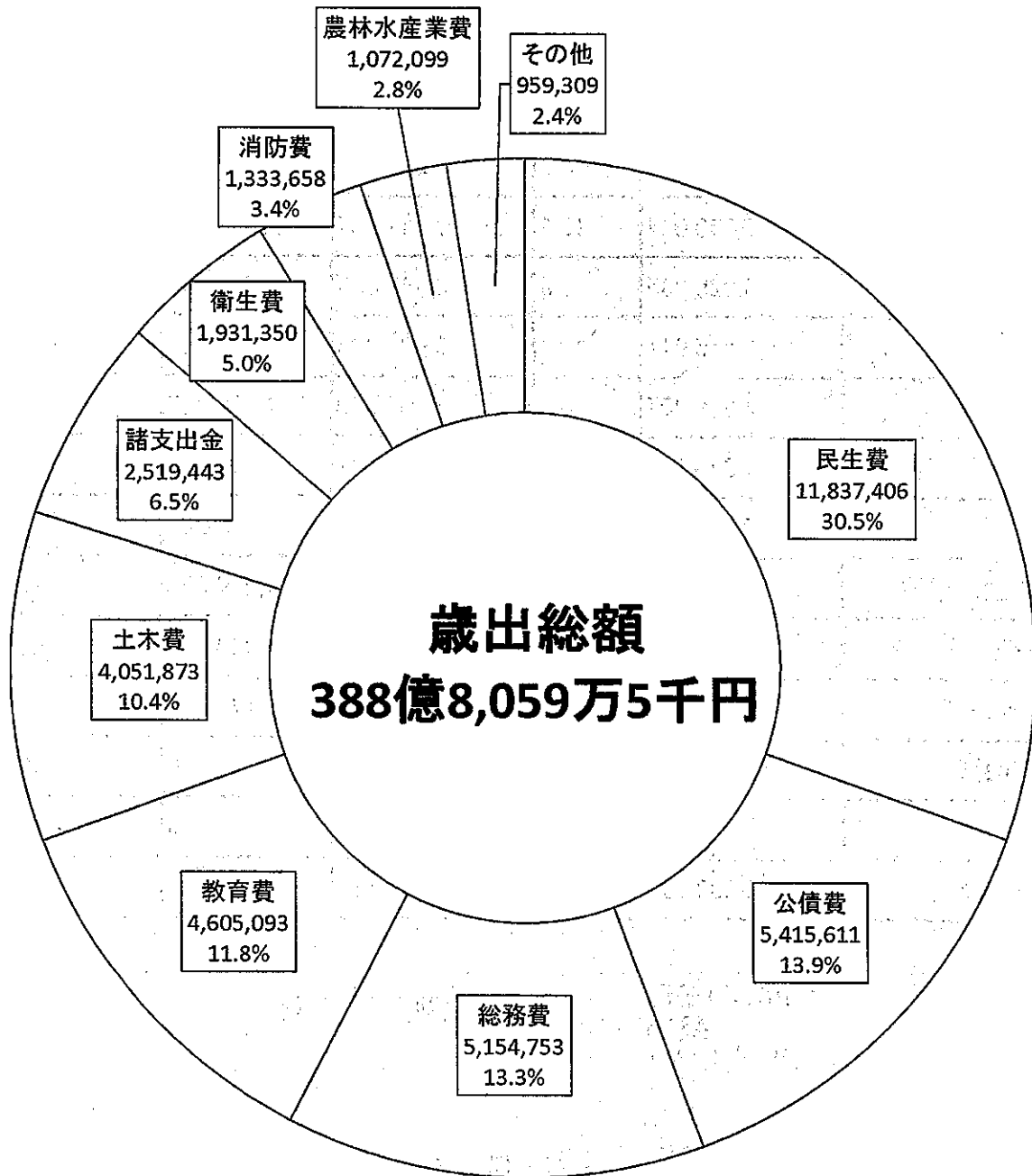
# 歳出予算款別総括表

(単位:千円 %)

	款名称	4年度見積り	構成比	3年度予算	構成比	比較	増減率
1	議会費	249,501	0.6	232,966	0.7	16,535	7.1
2	総務費	5,154,753	13.3	4,581,348	12.9	573,405	12.5
3	民生費	11,837,406	30.5	11,832,914	33.3	4,492	0.0
4	衛生費	1,931,350	5.0	2,102,927	5.9	△ 171,577	△ 8.2
5	労働費	12,320	0.0	12,675	0.0	△ 355	△ 2.8
6	農林水産業費	1,072,099	2.8	1,266,771	3.6	△ 194,672	△ 15.4
7	商工費	567,488	1.5	449,308	1.3	118,180	26.3
8	土木費	4,051,873	10.4	4,085,456	11.5	△ 33,583	△ 0.8
9	消防費	1,333,658	3.4	1,230,424	3.5	103,234	8.4
10	教育費	4,605,093	11.8	3,369,577	9.5	1,235,516	36.7
11	災害復旧費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
12	公債費	5,415,611	13.9	5,027,726	14.1	387,885	7.7
13	諸支出金	2,519,443	6.5	1,233,021	3.5	1,286,422	104.3
14	予備費	130,000	0.3	130,000	0.4	0	0.0
歳出合計		38,880,595	100.0	35,555,113	100.0	3,325,482	9.4



( 単位 : 千円 )



## 重点事業予算措置状況

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
1	園市立保育所完全給食化事業	4,981	保護者の育児負担の軽減を目的に、令和4年度から市立保育所において、3歳以上児への主食の提供を実施する。	保健福祉部 子育て支援課
2	かすがい東保育所完全民営化事業	0	個別施設計画に基づき、かすがい東保育所の完全民営化に向けた手続きを進める。	保健福祉部 子育て支援課
3	私立保育所等施設整備事業	94,072	令和3年度に引き続き、石和東こども園の園舎建替事業に対して、補助金を交付する。	保健福祉部 子育て支援課
4	子育て世代住宅取得補助事業	51,150	子育て世代の本市への移住、定住を促進するため、子育て世代で新規に住宅を取得する予定の者に対し補助金を交付する。	総合政策部 企画課
5	園笛吹市子ども家庭支援事業	566	食事が安定して確保できない子どもとその家庭に対し、食品などの配送を行う。	保健福祉部 生活援護課
6	生活支援体制整備事業 (介護保険特別会計)	9,351	高齢者が互いに支え合う地域の構築を目指して、各町の協議体を中心とした、地域住民による課題解決を進める。	保健福祉部 長寿介護課
7	浅川中学校校舎等改修事業	1,300,237	安全・安心で適正な学校教育環境を確保するため、浅川中学校校舎の長寿命化による改修を行う。	教育委員会 教育総務課
8	園御坂中学校校舎等改築事業	133,100	安全・安心で適正な学校教育環境を確保するため、御坂中学校校舎及び柔剣道場の改築を行う。	教育委員会 教育総務課
9	学校トイレ洋式化検討事業	7,997	学校トイレの洋式化について、リース方式を採用し、施設の更新を図る。	教育委員会 教育総務課
10	社会教育施設照明・空調設備等更新事業	3,080	スコレーセンター及びいちのみや桃の里文化館の改修にあたり、リース方式により設備の改修を行う。	教育委員会 生涯学習課
11	社会体育施設等夜間照明設備更新事業	0	市内体育施設の夜間照明改修について、リース方式を採用し、施設の一括更新を図る。(債務負担行為設定)	教育委員会 生涯学習課
12	スポーツ振興事業	2,522	市民がスポーツに興味を持ち、スポーツを始めるきっかけとなるよう、オリンピックやトップアスリートなどを招き、指導や講演会を実施する。	教育委員会 生涯学習課
13	園学校徴収金徴収事務	3,273	教職員の長時間勤務を改善するため、教材費、積立金等の学校徴収金の徴収業務を、教育委員会において行う。	教育委員会 学校教育課
14	多目的芝生グラウンド整備検討事業	588	多目的芝生グラウンドの整備に向け、引き続き事業を推進する。	総合政策部 政策課
15	園笛吹みんなの広場及びさくら温泉通り賑わい創出事業	18,350	石和温泉郷の新たな観光資源として、さくら温泉通りへのイルミネーションの設置及びスイーツマラソンなどの実施により、観光振興を図る。	産業観光部 観光商工課

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
16	新道峠展望台環境整備事業	63,927	「FUJIYAMAツインテラス」までの送迎バスの運行及びトイレ、駐車場、アクセス路などの環境整備を行う。	産業観光部 観光商工課
17	笛吹市農業塾推進事業	8,400	農業塾における、相談や支援を求める就農者等に対して、引き続き、一体的かつ継続的に取り組み、諸問題の解決を図る。	産業観光部 農林振興課
18	圃農地利用状況調査支援事業	6,509	農地利用状況調査について、調査に伴う労力負担を軽減と調査の正確性と迅速性を図るため、タブレットパソコンの導入を図る。	農業委員会事務局
19	企業立地促進助成事業	11,751	市内に立地した企業に対し、笛吹市企業立地促進事業助成金交付要綱に基づき助成金を交付する。	産業観光部 観光商工課
20	石橋産業導入地区基盤整備事業(水道事業)	9,511	積極的な企業誘致を進めていくため、石橋産業導入地区の基盤整備として、水道管布設工事を実施する。	公営企業部 水道課
21	石橋産業導入地区基盤整備事業(公共下水道事業)	83,050	積極的な企業誘致を進めていくため、石橋産業導入地区の基盤整備として、下水道管布設工事を実施する。	公営企業部 下水道課
22	石橋産業導入地区基盤整備事業(道路改良事業)	51,365	企業誘致に必要な基盤整備として、石橋産業導入地区の市道拡幅整備を実施する。	建設部 土木課
23	地域おこし企業人事業	10,894	市をプロモーションするために、民間企業のノウハウや専門的な知識、豊富な人脈を活用し、情報発信の強化を図る。	総合政策部 企画課
24	ふるさと納税事業	1,685,640	ふるさと納税寄附額の目標を25億円とし、寄附額を増額するため、さらなるPR活動及び新規の返礼品の開発に取り組む。	総合政策部 企画課
25	都市計画道路見直し事業	4,125	都市計画道路について、近年の社会経済情勢の変化や人口減少等を踏まえ必要な見直しを行う。	建設部 まちづくり整備課
26	地区防災計画及びわが家の災害時行動計画策定支援事業	5,467	指定避難所単位でモデル地区を選定し、地区防災計画の策定を支援する。 令和4年度は浸水想定区域のモデル地区を選定し、計画策定を支援する。	総務部 防災危機管理課
27	防災備蓄倉庫整備事業	50,544	災害発生時に必要となる物品を保管するため、指定避難所等に防災物品を備蓄する倉庫及び備蓄品を整備する。	総務部 防災危機管理課
28	圃防災関連計画策定事業	16	災害対策基本法等の一部が改正されたこと、令和4年度中に県が南海トラフ地震の被害想定を公開することから、笛吹市地域防災計画、職員初動マニュアル、業務継続計画の改定及び受援計画の策定を行う。	総務部 防災危機管理課
29	圃災害廃棄物処理行動マニュアル策定事業	4,939	令和3年度に策定している災害廃棄物処理基本計画を実行性のあるものとするため、行動マニュアルを策定する。	市民環境部 環境推進課
30	新山梨環状道路関連道路整備事業	947,029	新山梨環状道路建設に伴う周辺地域の更なる活性化を目的に、側道を整備する。 令和4年度は、引き続き、用地買収及び物件補償を行う。	建設部 土木課

(単位:千円)

	事業名	見積額	事業概要	所管部署
31	水道事業(耐震化計画策定等事業)	39,468	昨年に引き続き、主要水道施設の耐震化計画を策定する。令和4年度は、加えて水道配管管網整備計画を策定する。	公営企業部 水道課
32	マイナンバーカード事務	61,206	マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、令和4年度末までに、ほぼ全ての市民にマイナンバーカードを交付することを目標に、事業を推進する。	市民環境部 戸籍住民課
33	圏タブレット導入事業	10,173	タブレット端末(議会ペーパーレスシステム)を導入し、議会運営の効率化を図る。併せて、市執行部側のタブレット端末も導入する。	議会議務局 総務部 総務課
34	圏やまなしpipitLINQ導入事務	1,166	預貯金調査電子化ソリューション「やまなしpipitLINQ」を活用することで、滞納整理事務の効率化を図る。	総務部 取税課
35	業務効率化事業	1,122	業務効率化の一環として、全庁的に利用可能なAI議事録作成支援システムを導入する。	総合政策部 政策課

※ 事業名は、令和4年度に重点的に取り組む事務事業の名称であり、予算科目の事業名とは異なる場合があります。

報告第16号（3月）

教育長職務代理者の指名について

教育総務課

報告第16号

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、

教育長職務代理者に次の者を指名する。

教育長職務代理者 内田 淳

就任期日 令和4年4月1日

令和4年3月8日

笛吹市教育委員会 教育長 望月 栄一

[根拠規定]

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその

指名する委員がその職務を行う。

# 議案第31号

## 笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱 について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市告示第 号) 笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱
趣旨 目的	笛吹市学校給食費の公会計化に伴い、学校給食費の徴収における滞納対策について基本的な事項を定める。
概要	令和4年4月から学校給食費の公会計化に伴い、給食費の公平な負担を図ることが必要であり、学校給食費の滞納者に対し適切な対応をするため笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱を制定する。
経過	令和4年4月から学校給食費の会計方式を私費会計から公会計に移行する。 令和3年7月に学校給食費を公会計にするための、笛吹市学校給食費徴収規則を制定した。
関係 法令	笛吹市学校給食費徴収規則(平成3年笛吹市規則第17号) 笛吹市財務規則(平成29年笛吹市規則第8号) 地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号) 破産法(平成16年法律第75号) 民法(明治29年法律第89号)
予算 措置	令和4年度当初予算540千円計上予定
その 他	笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領(平成28年教育委員会訓令第5号)は廃止する。



笛吹市告示第 号

笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校給食法(昭和29年法律第160号)及び笛吹市学校給食費徴収規則(令和3年笛吹市規則第17号)に規定する学校給食費(以下「学校給食費」という。)の滞納対策に関し、必要な事項を定めるものとする。

(督促)

第2条 市長は、毎月の定められた納期限までに学校給食費を納付しない保護者及び職員等(以下「滞納者」という。)に対し、学校給食費の納期限後30日以内に督促状(様式第1号)により、督促を行うものとする。

2 督促状に指定する納期限は、督促状発付の日から14日以内とする。

(催告)

第3条 市長は、前条の督促をしてもなお、滞納者が納付しないときは、改めて納期限を指定して催告書(様式第2号)により催告するものとする。

2 催告書に指定する納期限は、催告書発付の日から14日以内とする。

(納付相談等)

第4条 市長は、滞納者に対し、電話、文書、臨戸訪問等により納付相談等を実施するものとする。

(納期限の延長等)

第5条 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、学校給食費に係る債権(以下「債権」という。)の納期限を延長することができるものとする。

(1) 無資力又はこれに近い状態にあるとき。

(2) 学校給食費に係る債務(以下「債務」という。)を、一括して納付することが困難であり、かつ、滞納者が、現に有する資産の状況により納期限を延長することが徴収上有利であると認めるとき。

(3) 災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務を一括して納付することが困難であるため、納期限を延長することがやむを得ないと認めるとき。

2 前条の納付の相談を実施した結果、滞納している学校給食費を一括して納付することが困難であると認めるときは、分割して納付することができるも

のとする。

- 3 滞納者は、滞納している学校給食費を分割して納付するときは、学校給食費分納誓約書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(法的措置)

第6条 市長は、滞納者が第2条の督促及び第3条の催告に応じない、又は、前条第2項の規定による分割の納付を履行しないときは、簡易裁判所に対する支払督促の申立てその他の方法による法的措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、法的措置をしようとするときは、あらかじめ通告書(様式第4号)を送付するものとする。

(徴収停止)

第7条 市長は、納期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権について、次の各号に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後債権の保全及び申立てをしないことができる。

- (1) 滞納者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2に規定する強制執行等(以下「強制執行等」という。)の費用を超えないと認めるとき、又はその他これに類するとき。

- (2) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認めるとき。

(免除)

第8条 市長は、第5条の規定により、滞納者が無資力又はこれに近い状態にあるため納期限の延長をした債権について、当初の納期限(当初の納期限後に納期限の延長をしたときは、第5条の納期限の延長をした日)から10年を経過した後において、なお、滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認めるときは、債権を免除することができる。

(債権の放棄)

第9条 市長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該債権を放棄することができる。

- (1) 滞納者が死亡し、債務について民法(明治29年法律第89号)第922条に規定する限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

- (2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により、滞納者が当該債権につきその責任を免れたとき。

- (3) 強制執行等の手続をとってもなお完全に納付されない債権について、強制執行等の措置が終了した時点において、滞納者が無資力又はこれに近い状態にあり、弁済の見込みがないと認めるとき。
- (4) 第7条に規定する徴収停止の措置をとった債権について、徴収停止の措置をとった日から1年が経過した後においても、弁済の見込みがないと認めるとき。
- (5) 滞納者が無資力又は著しい生活困窮の状態(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。)にあり、相当の期間資力の回復が困難であると認める場合であって、弁済の見込みがないとき。

2 市長は、前項第3号から第5号について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を得るものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、学校給食費の滞納対策に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前の学校給食費については、この要綱の規定の例により、滞納対策を行うことができる。

様式第 1 号(第 2 条関係)システムイメージ

住所

様

様分

【督促】下記金額が未納になっていますので  
納期限までに納付して下さるよう督促しま  
す。行き違いでしたら御容赦ください。

- ※ 下記の金額を納付期限までに納付してください。
- ※ 納付取扱場所は、裏面をご覧ください。

督促状

年度

学校給食費

年 月 日

笛吹市長



※切り取り線から切り離して、金融機関の窓口にお渡しく下さい。

公 山梨県笛吹市 納付書兼納入済通知書

加入者名	笛吹市会計管理者	口座番号	00250-7-960351	合計金額	円
収納機関 番号	納付 番号	納付 区分	納付 区分		
納付期間	納期	通知 番号			

ATMでお振込みください		振込 目 附 印
上記のとおり納付しました。		

取りまとめ銀行名 山梨中央銀行石信支店  
取りまとめ店 〒224-8794 ゆうちょ銀行県民共済金事務センター

ATMではお振扱いできません。

(笛吹市長印)

公 納付書 (原符) 山梨県笛吹市

加入者名	笛吹市会計管理者
口座番号	00250-7-960351
期 別	
通知番号	
納付番号	
納付者氏名	
姓 名	円
	円
合計金額	円
納付期間	

山梨県 笛吹市	振込目附印
取りまとめ金融機関 山梨中央銀行 石信支店	

この裏面に、大切に保管してください。(金融機関保管)

公 領収証書 (山梨県笛吹市)

納入者氏名	
納付番号	
納付金額	
納付日	
納入場所	
領収書番号	
領収日	



(納入者保管)

様式第2号(第3条関係)システムイメージ

年 月 日

住所

様

笛吹市長



### 催 告 書

あなたの学校給食費の未納額等については、さき督促状にて納期限までに納付するように通知してありますが、右のとおりいまだに納付されておられません。再度通知しますので必ず納付くださいますようお願いいたします。  
なお、指定期日までに納付されないときは、簡易裁判所に対し法的措置を講じます。

	問合番号	
料 額		円
		円
		円
合 計		円

【納付者氏名】

様

指定期日 年 月 日

催告対象期間(納期限) 年 月 日～ 年 月 日

○納付先

年度	科目/整理番号	期別	未納額	備考

本書の到着前までに納付済の場合は、行き違いですのでご容赦ください。

お問合せ先

様式第3号(第5条関係)

誓約年月日： 年 月 日

笛吹市長 様

〒  
住所  
氏名 ⑩  
電話番号  
学校給食喫食者氏名  
喫食者との続柄 ( )

### 学校給食費分納誓約書

私は学校給食費の滞納分について、次の納付計画のとおり納付することを誓約します。

また、 年 月分以降の学校給食費については、毎回納期限までに納付することを誓約します。

なお、本書により誓約した内容の不履行があった場合は、いかなる法的措置を受けても何ら異議の申立てをしないことを併せて誓約します。

1 未納学校給食費 ( 年 月 日現在) 円

2 納付計画 年 月から毎月 円の分割納付

回数	納期限	納付金額

3 納付方法 該当する欄にチェック☑してください。

- 金融機関での納付書払い
- 教育委員会での納付書払い
- 学校での納付書払い

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

様

笛吹市長



## 通告書

あなたの(            様分)学校給食費の滞納については、            年    月  
日付け「催告書」により通知しましたが、指定期日までに納付がありません。

つきましては、裁判所に対して滞納している学校給食費の支払いを求める  
「支払督促」の申立てを行いますので通告します。

お問合せ先

## 議案第32号

笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領について

学校教育課



# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 28 年 笛吹市教育委員会訓令第 5 号)                  笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市学校給食費を公会計に移行することに伴い、笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱を制定し、既存の笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領を定める。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する。</p>
<p>経過</p>	<p>令和 4 年 4 月から学校給食費の会計方式を私費会計から公会計に移行する。                  令和 3 年 7 月に学校給食費を公会計にするための、笛吹市学校給食費徴収規則を制定した。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市学校給食費滞納対策実施要綱(令和 4 年笛吹市告示第 号)</p>
<p>予算 措置</p>	
<p>その 他</p>	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領を廃止する要領  
笛吹市学校給食費滞納対策に関する事務処理要領(平成 28 年笛吹市教育委員会訓令第 5 号)は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第33号

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒  
就学援助費支給要綱及び笛吹市特別  
支援教育就学奨励費支給要綱の一部を  
改正する要綱について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 20 年 笛吹市教育委員会告示第 8 号)                  (平成 20 年 笛吹市教育委員会告示第 9 号)                  笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱及び笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>学校給食費の公会計化に伴い、笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費並びに笛吹市特別支援教育就学奨励費の支給方法に関し、所要の改正を行う。</p>
<p>概要</p>	<p>令和 4 年 4 月から小中学校の給食費の公会計化に伴い、笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費並びに笛吹市特別支援教育就学奨励費の支給に際し、学校給食費に未納があった場合、援助費等を学校給食費に充当することができるよう要綱を改正する。</p>
<p>経過</p>	<p>令和 4 年 4 月から学校給食費の会計方式を私費会計から公会計に移行する。                  令和 3 年 7 月に学校給食費の公会計化を行うため、笛吹市学校給食費徴収規則を制定した。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市学校給食費徴収規則(令和 3 年笛吹市教育委員会規則第 17 号)                  笛吹市学校徴収金等事務取扱規程(令和 4 年笛吹市教育委員会訓令第 号)                  地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)                  学校教育法(昭和 28 年政令第 340 号)                  生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 4 年度当初予算 78,795 千円計上予定</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱及び笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱及び笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

(笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正)

第1条 笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱(平成20年笛吹市教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て、学用品費等については、直接当該校長に支給することができるものとし、学校給食費については、市の歳入に振り替えることができるものとする。

第6条中「小学校に在籍予定の児童の保護者で、新入学児童生徒学用品等」を「小学校入学前に新入学児童生徒学用品等の支給を希望し、就学援助費」に改める。

様式第2号及び様式第4号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状

就学援助費の支払いは、次の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名		支店名		口 座 名 義	フリガナ
			支店 支所			
	金融機関番号		支店番号			
	預金種別		口座番号		名義	
	普通・当座・貯蓄					

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

- 1 私(申請者)は、認定支給事務に必要な生計を一にする者の住民基本台帳、所得状況、生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
- 2 私(申請者)は、学用品費等及び学校給食費に未納が生じた場合は、学用品費等を児童生徒が在籍する校長に直接支給することを、学校給食費を市の歳入に振り替えすることを承諾します。
- 3 私(申請者)は、就学援助費の受理、保管及び処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	年 月 日
住 所	
申請者(保護者)氏名 <span style="float: right;">㊞</span>	

※太枠の中を記入してください。

学校名	学校		
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	

様式第4号(第6条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状 (入学前申請)

就学援助費の支払いは、次の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名		支店名		口 座 名 義	フリガナ
			支店 支所			
	金融機関番号		支店番号			
	預金種別		口座番号			名義
	普通・当座・貯蓄					

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

- 1 私(申請者)は、認定支給事務に必要な生計を一にする者の住民基本台帳、所得状況、生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
- 2 私(申請者)は、学用品費等及び学校給食費に未納が生じた場合は、学用品費等を児童生徒が在籍する校長に直接支給することを、学校給食費を市の歳入に振り替えすることを承諾します。
- 3 私(申請者)は、新入学児童生徒学用品費等を除く就学援助費の受理、保管及び処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	年 月 日
住 所 _____	
申請者(保護者)氏名 _____	Ⓜ

※太枠の中を記入してください。

入学予定小学校名 小学校	新入学1年児童氏名	
	新入学1年児童氏名	
	新入学1年児童氏名	

(笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正)

第2条 笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成20年笛吹市教育委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を次のように改める。

- 3 学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て、学用品費等については、直接当該校長に支給することができるものとし、学校給食費については、市の歳入に振り替えることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。



笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成20年笛吹市教育委員会告示第8号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給金額及び方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て、学用品費等については、直接当該校長に支給することができるものとす。</u></p> <p><u>し、学校給食費については、市の歳入に振り替えることができるものとす。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第6条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、就学援助費受給申請書(様式第1号)、銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状(様式第2号)及びその他認定に必要な書類(以下この条において「申請書類」という。)をそろえ、対象児童の在籍する学校の校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>ただし、<u>小学校入学前に新入学児童生徒学用品等の支給を希望し、就学援助費</u>の支給を受けようとする者(以下次条において「入学前支給申請者」という。)は、就学援助費支給申請書(兼世帯票)(様式第3号)、銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状(入学前申請)(様式第4号)及びその他認定に必要な書類(以下次条において「入学前申請書」という。)をそろえ、教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(支給金額及び方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て直接当該校長に支給できるものとする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第6条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下この条及び次条において「申請者」という。)は、就学援助費受給申請書(様式第1号)、銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状(様式第2号)及びその他認定に必要な書類(以下この条において「申請書類」という。)をそろえ、対象児童の在籍する学校の校長を經由して教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>ただし、<u>小学校に在籍予定の児童の保護者で、新入学児童生徒学用品等</u>の支給を受けようとする者(以下次条において「入学前支給申請者」という。)は、就学援助費支給申請書(兼世帯票)(様式第3号)、銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状(入学前申請)(様式第4号)及びその他認定に必要な書類(以下次条において「入学前申請書」という。)をそろえ、教育委員会が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。</p>

2 (略)

様式第2号 (第6条関係)

【別記1 参照】

様式第4号 (第6条関係)

【別記2 参照】

2 (略)

様式第2号 (第6条関係)

【別記1 参照】

様式第4号 (第6条関係)

【別記2 参照】

(新)

【別記1】  
様式第2号(第6条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状

就学援助費の支払いは、次の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名	支店名	フリガナ
		支店 支所	口 座 名 義
	金融機関番号	支店番号	
	預金種別	口座番号	
	普通・当座・貯蓄		名義

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

1. 私(申請者)は、認定支給事務に必要な生計を一にする者の住民基本台帳、所得状況、生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学用品費等及び学校給食費に未納が生じた場合は、学用品費等を児童生徒が在籍する校長に直接支給することを、半学校給食費を市の購入に振り替えることを承諾します。
3. 私(申請者)は、就学援助費の受理、保管及び処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	住所	年 月 日
	申請者(保護者)氏名	⑩

※太枠の中を記入してください。

学校名	学校	学年・組	学年・組
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	

(旧)

【別記1】  
様式第2号(第6条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状

就学援助費の支払いは、下記の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名	支店名	フリガナ
		支店 支所	口 座 名 義
	金融機関番号	支店番号	
	預金種別	口座番号	
	普通・当座・貯蓄		名義

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

1. 私(申請者)は、認定支給事務に必要な、私と私の同居者全員の住民基本台帳、所得・生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学用品費等・半学校給食費の学校給付金に未納が生じた場合は、就学援助費の口座振込を停止し、児童生徒が在籍する学校長に直接支給することを承諾します。
3. 私(申請者)は、就学援助費の受理、保管・処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	住所	年 月 日
	申請者(保護者)氏名	⑩

※太枠の中を記入してください。

学校名	( )学校	学年・組	学年・組
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	
学年・組	年 組	学年・組	年 組
児童生徒氏名		児童生徒氏名	

(新)

【別記 2】  
様式第 4 号 (第 6 条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状 (入学前申請)

就学援助費の支払いは、次の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名		支店名		フリガナ	
	支店		支所		口 座 名 義	
	金融機関番号	支店番号	口座番号	名 義		
	預金種別		普通・当座・貯蓄			

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

1. 私(申請者)は、認定支給事務に必要な生計を一にする者の住民基本台帳、所得状況、生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学用品費等及び学校給食費に未納が生じた場合は、学用品費等を児童生徒が在籍する校長に直接支給することを、学校給食費を市の購入に振り替えることを承諾します。
3. 私(申請者)は、新入学児童生徒学用品費等を除く就学援助費の受理、保管及び処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	年 月 日
住 所	
申請者(保護者)氏名	Ⓜ

※太枠の中を記入してください。

入学予定小学校名	新入学 1 年児童氏名
小学校	新入学 1 年児童氏名
	新入学 1 年児童氏名

(旧)

【別記 2】  
様式第 4 号 (第 6 条関係)

銀行預金口座振込依頼書兼承諾書・委任状 (入学前申請)

就学援助費の支払いは、下記の預金口座に振込をお願いします。この振込がなされたときは、その金額に係る債権が弁済されたものとします。

※太枠の中を記入してください。

預 金 口 座	金融機関名		支店名		フリガナ	
	支店		支所		口 座 名 義	
	金融機関番号	支店番号	口座番号	名 義		
	預金種別		普通・当座・貯蓄			

※ 口座名義は就学援助を申請した保護者の名義にしてください。フリガナも必ず記入してください。

承諾書・委任状

1. 私(申請者)は、認定支給事務に必要な、私と私の同居者全員<sup>①</sup>の住民基本台帳、所得・生活状況等を笛吹市教育委員会及び校長が調査することを承諾します。
2. 私(申請者)は、学用品費等・学校給食費の学校納付金に未納が生じた場合は、新入学児童生徒学用品等を除く就学援助費の預金口座振込を停止し、児童生徒が在籍する学校長に直接支給することを承諾します。
3. 私(申請者)は、新入学児童生徒学用品費等を除く就学援助費の受理・保管・処理に関する一切の権限を、児童生徒が在籍する学校長に委任します。

※太枠の中を記入してください。

笛吹市教育委員会 様	年 月 日
住 所	
申請者(保護者)氏名	Ⓜ

※太枠の中を記入してください。

入学予定小学校名	新入学 1 年児童氏名
小学校	新入学 1 年児童氏名
	新入学 1 年児童氏名

笛吹市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成20年笛吹市教育委員会告示第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(支給金額及び方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て、学用品費等については、直接当該校長に支給することができるものとし、<u>学校給食費については、市の歳入に振り替えることができるものとする。</u></p>	<p>(支給金額及び方法)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>学用品費等及び学校給食費に未納がある場合は、保護者の承諾を得て直接当該校長に支給できるものとする。</u></p>

## 議案第34号

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を  
改正する規則について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(平成 16 年 笛吹市教育委員会規則第 9 号) 笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則
趣旨 目的	学校徴収金等の徴収業務を市で行うことに伴い、学校徴収金等の事務処理について基本的な事項を定めるため、所要の改正を行う。
概要	学校徴収金等の徴収及び管理業務については、私費会計として取り扱うものであり、校長が保護者の信託により行っている。このため、公費に準じて適正に取り扱うことが必要であることから、笛吹市立小、中学校管理規則に、「学校徴収金等に関する事務処理」についての規定を加える。
経過	現在、教育課程を実施する上で必要な、教材費や修学旅行等の積立金、学年費などを学校徴収金として、また、PTA 会費などを学校関係団体からの委託により学校関係団体徴収金として、学校が保護者から徴収し管理及び執行を行っている。 教員の長時間勤務の改善及び教員の授業準備や児童生徒と向き合う時間等の確保のため、令和 4 年 4 月から学校徴収金等の徴収業務については、市で行い、管理及び執行は学校において行うこととなった。
関係 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号) 学校教育法(昭和 28 年政令第 340 号)
予算 措置	令和 4 年度当初予算 3,272 千円計上予定
その他	

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則

笛吹市立小、中学校管理規則(平成 16 年笛吹市教育委員会規則第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

(学校徴収金等に関する事務処理)

第 14 条の 4 校長は、学校教育活動において、児童及び生徒に係る経費のうち、保護者から徴収する経費(以下「学校徴収金」という。)の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

2 校長は、当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体からの委任に基づき、保護者から徴収する経費(以下「学校関係団体徴収金」という。)の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。

3 校長並びに学校徴収金及び学校関係団体徴収金の事務を分掌する職員は、笛吹市学校徴収金等事務取扱規程(令和 4 年笛吹市教育委員会訓令第 号)に定めるところにより、当該事務を適正に処理しなければならない。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。



笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(<u>学校徴収金等に関する事務処理</u>)</p> <p><u>第14条の4 校長は、学校教育活動において、児童及び生徒に係る経費のうち、保護者から徴収する経費(以下「学校徴収金」という。)の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p>2 <u>校長は、当該学校の運営及び教育活動に密接に関係する団体からの委任に基づき、保護者から徴収する経費(以下「学校関係団体徴収金」という。)の収納、管理及び支出に関する事務を処理するものとする。</u></p> <p>3 <u>校長並びに学校徴収金及び学校関係団体徴収金の事務を分掌する職員は、笛吹市学校徴収金等事務取扱規程(令和4年笛吹市教育委員会訓令第 号)に定めるところにより、当該事務を適正に処理しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>

## 議案第35号

笛吹市学校徴収金等事務取扱規程について

学校教育課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和4年 笛吹市教育委員会訓令第 号) 笛吹市学校徴収金等事務取扱規程
趣旨目的	笛吹市立小、中学校管理規則第14条の4に規定する学校徴収金及び学校関係団体徴収金の取扱いに関し、笛吹市立小学校及び中学校における適正かつ効率的な運営を図るため必要な事項を定める。
概要	学校徴収金等の徴収、管理業務については、保護者の信託により学校が私費会計で行っているが、公費に準じて適正に取り扱う必要があり、笛吹市学校徴収金等事務取扱規程を制定する。
経過	現在、教育課程を実施する上で必要な、教材費や修学旅行等の積立金、学年費などを学校徴収金として、また、PTA会費などを学校関係団体からの委託により学校関係団体徴収金として、学校が保護者から徴収し管理及び執行を行っている。 教員の長時間勤務の改善及び教員の授業準備や児童生徒と向き合う時間等の確保のため、令和4年4月から学校徴収金等の徴収業務については、市で行い、管理及び執行は学校において行うこととなった。
関係法令	笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号) 民法(明治29年法律第89号) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 学校教育法(昭和28年政令第340号)
予算措置	令和4年度当初予算 3,272千円計上予定
その他	

笛吹市教育委員会訓令第 号

笛吹市学校徴収金等事務取扱規程を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学校徴収金等事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、笛吹市立小、中学校管理規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第9号)第14条の4に規定する学校徴収金及び学校関係団体徴収金(以下「学校徴収金等」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(学校徴収金等基本計画の策定)

第2条 校長は、学校徴収金等の徴収を行う場合は、あらかじめ学校徴収金等基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 学校徴収金等の種類

(2) 徴収目的

(3) 年間徴収金額

3 校長は、学校徴収金等基本計画(別記様式)を毎年度定め、教育長が指定する日までに教育委員会に提出しなければならない。

4 校長は、基本計画を策定したときは、保護者に通知するものとする。

(学校関係団体徴収金の委任)

第3条 校長は、学校関係団体徴収金の会計事務について、関係団体から事前に委任を受けなければならない。

(責任体制)

第4条 学校徴収金等の管理責任者は、校長とする。

2 教頭は、学校徴収金等の事務を統括する。

3 校長は、学校徴収金等の事務を学校内で分担し、校内分掌等で予算、決算及び会計の執行に係る担当者を定めるものとする。

4 校長は、預貯金通帳及び届出に使用する印鑑の取扱いが、同一の教職員によって行われることがないようにしなければならない。

(復受任者の選任等)

第5条 校長は、学校徴収金等の徴収業務について、復受任者として教育委員会を選任することができるものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、学校徴収金等の事務取扱に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校徴収金等の事務取扱に関して必要な行為は、この規程の施行の前においても行うことができる。

別記様式(第2条関係)

学校徴収金等基本計画

笛吹市立

学校 校長

1 学校徴収金等の種類

(1) 学校徴収金

(2) 学校関係団体徴収金

2 徴収目的

(1) 学校徴収金

(2) 学校関係団体徴収金

3 年間徴収金額

# 議案第36号

笛吹市指定文化財の諮問について

文化財課

笛教文第 - 号  
令和4年 月 日

笛吹市文化財保護審議会会長 殿

笛吹市教育委員会

甲州二宮造立帳の市文化財指定について（諮問）

甲州二宮造立帳の市文化財指定について、笛吹市文化財保護条例第19条  
第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。



議案第37号

笛吹市文化財保存等事業費補助金  
交付要綱 他3件 について

文化財課

# 例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 文化財課

<p>題名</p>	<p>(令和 年 笛吹市告示第 号)                  笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱                  (令和 年 笛吹市告示第 号)                  笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱                  (平成 16 年 笛吹市教育委員会告示第 3 号)                  笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する要綱                  (平成 16 年 教育委員会規則第 29 号)                  笛吹市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>教育委員会告示の補助金交付要綱を廃止し、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱及び笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱を新たに制定するとともに、規則から補助金交付申請書を削る。</p>
<p>概要</p>	<p>補助金の交付は本来、市長の権限に属することから、教育委員会の要綱を廃止し、新たに笛吹市の補助金交付要綱を制定する。                  また、申請様式等を要綱で定めるため、笛吹市文化財保護条例施行規則中、補助金申請書類を規定した条項を削る。</p>
<p>経過</p>	<p>令和元年度の事務事業評価において、補助金の上限額を具体的に定める必要があるとの指摘を受け、補助金の上限額を 1,000 千円とする。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則 (平成 16 年 10 月 12 日規則第 47 号)                  笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成 16 年 10 月 12 日規則第 48 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算 621 千円                  令和 4 年度当初予算 755 千円計上</p>
<p>その 他</p>	<p>なし</p>

笛吹市告示第 号

笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下政樹

### 笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の文化財の適正な保存とその活用を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、文化財の所有者、保持者又は管理者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる文化財保存等事業は、次に掲げるものとする

- (1) 国、県又は市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の保存修理事業
- (2) 指定文化財に対する自動火災報知設備等の防災施設設置及び修理事業
- (3) 指定文化財に対する保存庫等の保存施設の設置及び修理事業
- (4) 指定文化財の防災施設に対する保守点検等の管理事業
- (5) その他文化財の保存上市長が必要と認める事業

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、文化財保存等事業費補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 設計仕様書及び設計図(事業の性質上これら書類を添付し難い場合は事業計画書)
- (3) 補助事業を実施しようとする箇所の写真及び見取図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、文化財保存等事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)によ

り、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第6条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、文化財保存等事業費補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、文化財保存等事業費補助金変更承認通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 交付決定者は、事業完了後、速やかに文化財保存等事業費補助金実績報告書(様式第5号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 収支精算書

(2) 実施仕様書(事業の性質上これらの書類を添付し難い場合は、事業実施明細書)

(3) 補助事業の経過又は成果を証する写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、文化財保存等事業費補助金額確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知があったときは、文化財保存等事業費補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第11条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第4条関係)

補助対象経費	摘要	補助率及び補助限度額
報償費	修理等指導委員謝礼	補助対象経費の2分1以内(国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合は当該事業に要する経費から補助金の額を差し引いた額の2分の1以内)の額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
旅費	修理等指導委員旅費 修理中間検査のための旅費	
消耗品費	補助事業に要する消耗品	
印刷製本費	報告書印刷製本費	
燃料費	補助事業に要する燃料費	
修繕料	対象となる文化財の修繕料	
委託料	修理に係る委託、設計管理委託、保守点検委託等	
使用料及び賃借料	修理等に係る足場、工作機械、運搬車両等	
工事請負費	修理等に係る工事費、防災施設設置工事費、保存施設設置工事費	
原材料費	工事に必要な原材料の購入費	

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所  
氏名

### 文化財保存等事業費補助金交付申請書

次のとおり文化財保存等事業費補助金の交付を受けたいので、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 事業及び文化財の名称
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理又は修理に補助を必要とする理由
- 7 管理又は修理の内容及び方法
- 8 修理の場合は着手及び完成の予定期日
- 9 交付申請額
- 10 その他参考となる事項
- 11 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) 設計仕様書及び設計図(事業の性質上これら書類を添付し難い場合は事業計画書)
  - (3) 補助事業を実施しようとする箇所の写真及び見取図
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市長



文化財保存等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった文化財保存等事業費補助金について、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第3号(第7条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

申請者 住所  
氏名

文化財保存等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった文化財保存等事業費補助金について、変更したいので、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
  - (1) 収支予算書
  - (2) その他市長が必要と認める書類



様式第4号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市長



文化財保存等事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった文化財保存等事業費補助金について、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額

円

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所  
氏名

文化財保存等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった文化財保存等事業費補助金の実績について、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 事業及び文化財の名称
- 2 補助事業の実施期間
- 3 交付決定額 円
- 4 実施報告額 円
- 5 添付書類
  - (1) 収支精算書
  - (2) 実施仕様書(事業の性質上これらの書類を添付し難い場合は、事業実施明細書)
  - (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
  - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

笛吹市長



文化財保存等事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった文化財保存等事業費補助金について、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

確定額

円

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

住所

氏名

文化財保存等事業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた文化財保存等事業費補助金について、笛吹市文化財保存等事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

笛吹市告示第 号

笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市長 山下政樹

## 笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伝統文化の継承を図るため市内において活動する無形民俗文化財保存団体の活動及び運営に要する経費の一部に対し補助金を交付することに関し、笛吹市団体に対する補助金等の適正化に関する規則(平成16年笛吹市規則第48号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、別表のとおりとする。

(補助対象経費等)

第3条 次条に規定する補助対象事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 無形民俗文化財の伝承及び後継者育成に資する事業
- (2) 無形民俗文化財を通じ地域の産業振興に資する事業
- (3) その他市長が必要と認める事業

(補助金の交付請求)

第5条 規則第7条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた団体が、補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに無形民俗文化財保存活動費補助金請求書(別記様式。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条及び第4条関係)

補助対象団体	補助対象経費	摘要	補助率及び補助限度額
山梨岡神社 太々神楽舞 子、美和神社 太々神楽保存 会、永井天神 社神楽保存 会、寺尾神楽 師会、東原和 歌囃子保存 会、米倉人形 三番叟保存会	報償費	外部講師謝礼	補助対象経費 の2分の1以内 (国、県及び他 の補助制度が 当該事業の対 象となっている 場合は当該 事業に要する 経費から補助 金の額を差し 引いた額の2分 の1以内)の額 とし、40,000 円を限度とす る。ただし、 その額に100円 未満の端数が あるときは、 これを切り捨 てるものとし る。
	消耗品費	保存活動に要する消耗品	
	燃料費	保存活動に要する燃料費	
	印刷製本費	ポスター・パンフレット	
	修繕料	用具・衣装の修繕料	
	通信運搬費	保存活動に要する通信運搬費	
	手数料	保存活動に要する手数料	
	保険料	傷害保険料	
	委託料	映像等の記録作成委託料	
	使用料及び賃借料	運搬車両、音響・照明機器等	
備品購入費	無形民俗文化財に係る用具、衣装等		

別記様式(第5条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

所在地  
団体名  
代表者名  
連絡先

無形民俗文化財保存活動費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった無形民俗文化財保存活動費補助金について、笛吹市無形民俗文化財保存活動費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通・当座	口座番号		

教育委員会告示第 号

笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱を廃止する要綱  
笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱(平成 16 年教育委員会告示第 3 号)  
は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による廃止前の笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。



○笛吹市文化財保存事業費補助金交付要綱

平成16年10月12日  
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という)は、市内の文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化向上に資することを目的に、文化財の保存事業に要する経費に対し予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、所有者、保持者又は管理者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 国、県又は市指定文化財(以下「指定文化財」という。)の修理等に要する経費
- (2) 指定文化財に対する消火設備等の防災施設設置に要する経費
- (3) 指定文化財に対する保存庫等の保存施設設置に要する経費
- (4) 指定文化財の防災施設保守点検等の管理に要する経費
- (5) 無形文化財の伝承及び保存活動に要する経費
- (6) その他文化財の保存上教育委員会が必要と認める事業に要する経費

(補助率及び補助限度額)

第4条 補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。ただし、天災等やむを得ない事由により当該事業を実施する場合については、教育委員会が別に定める。

- (1) 国庫、県費を伴う事業については、補助残額の2分1以内とする。
- (2) その他の事業については、補助対象経費の2分の1以内、限度額については、教育委員会が別に定める。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 設計仕様書及び設計図(事業の性質上これら書類を添付し難い場合は事業計画書)
- (3) 収支予算書及び見積書
- (4) 補助事業を実施しようとする箇所の写真及び見取図
- (5) その他教育委員会が指示する書類

(補助金交付の条件)

第6条 補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費を増減しようとする場合は、あらかじめ教育委員会の承認を受けること。
- (2) 補助事業が当該年度内に完了しない場合又はその遂行が困難になった場合は、その理由を付して教育委員会に報告し指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、直ちに事業中止(廃止)承認申請書により教育委員会の承認を受けること。

(状況報告)

第7条 補助事業者は、次に掲げる報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 着手報告書 事業に着手したとき。
- (2) 完了報告書 事業が完成したとき。

(実績報告書)

第8条 補助事業者は、事業完了後速やかに実績報告書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 実施仕様書及び実施設計図(事業の性質上これらの書類を添付し難い場合は、事業実施明細書)
- (2) 収支精算書
- (3) 補助事業の経過又は成果を証する写真
- (4) その他教育委員会の指示する書類

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業完了後検査の上交付する。ただし、教育委員会が必要と認めた場合には、概算払を行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の春日居町文化財保存事業費補助金交付要綱(昭和58年春日居町制定)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

笛吹市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市教育委員会規則第 号

笛吹市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

笛吹市文化財保護条例施行規則(平成 16 年教育委員会規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条及び様式第 14 号を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

笛吹市文化財保護条例施行規則(平成16年笛吹市教育委員会規則第29号)新旧対照表

改正案	現行
	<p>(補助金交付申請書) 第8条 条例第16条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第14号)により申請しなければならない。</p>

(新)

(旧)

様式第14号(第8条関係)

補助金交付申請書

- 1 名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 所在の場所
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理又は修理に補助を必要とする理由
- 7 管理又は修理の内容及び方法
- 8 修理の場合は着手及び完成の予定期日
- 9 補助金申請額
- 10 その他参考となる事項

上記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

年 月 日

笛吹市教育委員会 様

住 所

所有者(占有者)氏 名 印

注 修理費の場合には設計仕様書、修理箇所の修理前の写真又は見取図及び収支予算書を添付すること。

# 議案第38号

## 施設整備計画の事後評価について

教育総務課

(様式1)

(文書番号)

令和4年3月〇〇日

文部科学大臣 殿

笛吹市長 山下 政 樹

施設整備計画の事後評価について

学校施設環境改善交付金交付要綱第8に基づき、下記のとおり施設整備計画の目標の達成状況に係る評価（事後評価）の結果を報告します。

1. 施設整備計画の名称

笛吹市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和 2 年度～令和 3 年度 (2 年間)

(担当)

笛吹市教育委員会教育総務課

住所：山梨県笛吹市石和町市部809-1

電話：055-261-3336(直通)



(様式2)

### 3. 事後評価の実施

#### (1) 実施時期

令和4年3月8日 笛吹市教育委員会の開催  
令和4年3月8日 笛吹市教育委員会で評価決定

#### (2) 評価の方法

改修工事対象となった学校へアンケート調査を実施する。  
アンケート調査を取りまとめ、笛吹市教員委員会へ報告する。  
笛吹市教員委員会の委員により評価を行う。

### 4. 総合的な所見

施設整備計画の目標は、おおむね達成できた。  
アンケート調査の結果から校内で未設置となっている特別教室へも速やかに空調設備を設置できるよう計画していく。

### 5. 各目標の達成状況

#### (1) 老朽化対策を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(3) 教室不足の解消等を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

八代小学校は、全ての普通教室に空調設備の設置が完了しているが、特別教室への空調設備の設置は低調な状況となっている。  
学校長で組織する校長会からの要望により、校長会で決めた順序に従い特別教室へ空調設備の設置を行っている。  
今年度は八代小学校がその対象校であり、予定どおり順番で利用頻度の高い音楽室と理科室へ空調設備の設置を行った。  
特別教室を利用する児童や先生方からは、快適な学習環境を整備することができ利便性も向上したと評価された。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

【目標の達成状況】 目標を達成した / 達成できなかった

【所見】

6. 改築後の危険建物等のとりこわし状況

(様式3)

7. 事業ごとの実施状況

学校等の名称	目標	事業区分	整備方針				事業完了 年月日	(実施しなかった場合) 未実施の理由・今後の対応予定等	備考 (改築事業は、旧施設の とりこわし時期を明記)
			事業単位	建物 区分	構造 区分	全事業期間 (契約～完成)			
八代小学校	(4)	07	大規模改造(空調)	校	-	R3.4～R3.9	R3.9		

## 施設整備計画の事後評価に基づく工事完了後のアンケート調査

工事完了後、2月に八代小学校において今回空調設備を設置した特別教室の利用者からアンケート調査を実施した。

調査内容で、「設置した空調設備によって学習環境が向上したか？」という問いに対し、回答者15名全てから向上したと回答を得た。

また、その理由として挙げられた内容を以下掲載する。

- ・暑すぎて音楽室ではなく教室で音楽をせざるを得なかった。
- ・遠隔操作で、オンオフができるので、使用する前に準備ができる。
- ・金管バンドの指導でも、快適な温度で練習できるので、管の腐食が少なくなった。
- ・消し忘れがなく安全。職員室で点検できる。
- ・児童が集中して取り組めるようになった。
- ・体表現も暑くないので元気いっぱいにできた。
- ・子供が集中するようになった。
- ・今後、空調が未設置となっている家庭科室、外国語室、相談室、図工室、体育館にも空調設備を設置して欲しい。